

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告 示		ページ
○議決を経た予算の要領	(財 政 課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(福祉指導課)	8
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出	( " )	8
○大規模小売店舗の新設に関する届出	(経営支援課)	8
○大規模小売店舗に関する変更の届出(2件)	( " )	8
○公共測量の実施の通知	(用地対策課)	9
○道路の区域変更	(道 路 課)	9
○道路の供用開始	( " )	9
○都市計画の変更(2件)	(都市計画課)	10
公 告		
○土地改良区の役員の就退任	(農業基盤課)	10
○土地改良区の役員の退任	( " )	10
○土地改良区の清算人の退職	( " )	10
高知県教育委員会告示		
◎博物館に相当する施設の指定	(教育委員会 生涯学習課)	10

-----  
告 示  
-----

### 高知県告示第682号

平成20年9月高知県議会定例会において議決を経た予算の要領は、次のとおりである。

平成20年11月14日

高知県知事 尾崎 正直

平成20年度高知県一般会計補正予算

平成20年度高知県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,103,804千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ415,206,130千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	款	項	補正前の額	補正額	計
7	分担金及び負担金	2,833,552	11,700	2,845,252		6 受託事業収入	1,270,872	15,891	1,286,763
	2 負担金	2,758,607	11,700	2,770,307		8 雑入	5,581,019	47,496	5,628,815
9	国庫支出金	52,200,867	153,476	52,354,343	15	県債	61,107,000	135,000	61,242,000
	1 国庫負担金	22,242,475	2,700	22,245,175		1 県債	61,107,000	135,000	61,242,000
	2 国庫補助金	29,025,568	151,765	29,177,333	歳入合計		414,102,326	1,103,804	415,206,130
	3 委託金	932,824	△ 989	931,835					
11	寄附金	107,317	1,000	108,317					
	1 寄附金	107,317	1,000	108,317					
12	繰入金	13,892,870	150,438	14,043,308					
	2 基金繰入金	12,790,272	150,438	12,940,710					
13	繰越金	10	244,121	244,131					
	1 繰越金	10	244,121	244,131					
14	諸収入	24,098,064	408,069	24,506,133					
	4 貸付金元利収入	12,646,340	344,382	12,990,722					

## 歳 出

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		16,305,742	18,200	16,323,942	10 教育費		94,672,905	337,793	95,010,698
	1 総務費	12,057,080	18,200	12,075,280		1 教育総務費	11,267,312	93,836	11,361,148
3 政策企画費		6,575,078	17,456	6,592,534		2 児童費	2,001,370	128,549	2,130,219
	1 政策企画費	4,892,175	17,456	4,909,631		3 学校費	75,016,095	2,515	75,018,610
4 健康福祉費		56,700,245	447,610	57,147,855		4 生涯学習費	901,340	1,000	902,340
	1 健康福祉費	2,490,648	5,345	2,495,993		6 大学費	1,684,600	111,893	1,796,493
	2 健康費	26,425,400	6,676	26,432,076	12 災害復旧費		3,001,167	4,085	3,005,252
	3 福祉費	27,742,342	435,589	28,177,931	1 農林施設 災害復旧費	607,755	4,085	611,840	
6 商工観光 労働費		6,140,476	11,131	6,151,607	14 諸支出金		23,523,264	22,664	23,545,928
	1 商工費	4,407,684	△ 1,000	4,406,684		2 公営企業 支出金	3,760,725	22,664	3,783,389
	2 観光費	948,772	12,131	960,903	歳出合計		414,102,326	1,103,804	415,206,130
7 科学技術 振興費		3,035,322	14,902	3,050,224					
	1 科学技術 振興費	3,035,322	14,902	3,050,224					
8 農 林 水 産 業 費		28,734,131	70,963	28,805,094					
	1 農業費	5,450,018	34,550	5,484,568					
	5 水産業費	4,530,190	36,413	4,566,603					
9 土 木 費		68,347,164	159,000	68,506,164					
	2 河川費	5,957,585	40,000	5,997,585					
	6 建築費	2,096,049	29,000	2,125,049					
	7 港湾費	7,060,166	90,000	7,150,166					

第2表 繰越明許費

(単位千円)

款	項	事業名	金額	款	項	事業名	金額
8	農林水産業費		1,089,011	合 計			5,493,256
	5	水産業費	1,089,011				
		広域水産物供給基盤整備事業費	969,011				
		地域水産物供給基盤整備事業費	120,000				
9	土木費		4,310,409				
	2	河川費	1,415,409				
		広域河川改修事業費	70,409				
		河川等関連公共施設整備促進事業費	30,000				
		床上浸水対策特別緊急事業費	1,315,000				
	4	道路橋梁費	918,000				
		道路改築費	768,000				
		交通安全施設等整備事業費	100,000				
		地方道路交付金事業費	50,000				
	5	都市計画費	1,977,000				
		連続立体交差単独事業費	247,000				
		都市計画街路事業費	185,000				
		住宅宅地関連公共施設整備促進事業費	585,000				
		連続立体交差事業費	960,000				
10	教育費		93,836				
	1	教育総務費	93,836				
		施設整備費	93,836				

## 第3表 債務負担行為補正

## 1 追 加

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
県立大学整備事業費 (高知女子大学)	平成20年10月15日から 平成23年3月31日まで	2,602,669
芸芸総合庁舎基本設計委託料	平成20年10月15日から 平成22年3月31日まで	12,472
美術館管理運営委託料	平成20年10月15日から 平成26年3月31日まで	1,585,178
歴史民俗資料館管理運営委託料	平成20年10月15日から 平成26年3月31日まで	829,452
文学館管理運営委託料	平成20年10月15日から 平成26年3月31日まで	617,495
県民文化ホール管理運営委託料	平成20年10月15日から 平成26年3月31日まで	538,491
ジャパンフラワーフェスティバル出展委託料	平成20年10月15日から 平成22年3月31日まで	8,059
運転者管理システム修正委託料	平成20年10月15日から 平成22年3月31日まで	22,764
中村警察署建設事業費	平成20年10月15日から 平成22年3月31日まで	7,128

## 2 変 更

(単位千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
中小企業制度金融貸付金の保証料補給	平成20年4月1日から 平成37年3月31日まで	融資額27,500,000千円以内の年信用保証料率1.81パーセント以内の額	平成20年4月1日から 平成37年3月31日まで	融資額35,500,000千円以内の年信用保証料率1.81パーセント以内の額
都市計画道路高知山田線地方道路 交付金事業費 (楠目工区)	平成20年4月1日から 平成22年3月31日まで	350,000	平成20年4月1日から 平成23年3月31日まで	550,000

第4表 地方債補正

1 追 加

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
県 立 大 学 整 備 事 業 費	78,000	1 借 入 方 法 普通貸借又は証券発行 2 借 入 先 政 府 資 金 そ の 他	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	1 平成21年度から平成50年度までの30箇年以内において、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還等とする。ただし、政府資金から借り入れる場合は、その資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上償還をし、又は償還期限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。

2 変 更

(単位千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
河 川 海 岸 事 業 費	2,018,000	1 借 入 方 法 普通貸借又は証券発行 2 借 入 先 政 府 資 金 そ の 他	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	1 平成21年度から平成50年度までの30箇年以内において、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還等とする。ただし、政府資金から借り入れる場合は、その資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上償還をし、又は償還期限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。	2,036,000	1 借 入 方 法 普通貸借又は証券発行 2 借 入 先 政 府 資 金 そ の 他	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	1 平成21年度から平成50年度までの30箇年以内において、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還等とする。ただし、政府資金から借り入れる場合は、その資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上償還をし、又は償還期限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。
港 湾 事 業 費	304,000				342,000			
公 共 土 木 施 設 等 災 害 復 旧 事 業 費	784,000				785,000			
計	61,107,000				61,164,000			

平成20年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算

平成20年度高知県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,469,887千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位千円)

歳 入					歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計	款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業近代化資金助成事業収入		3,468,887	1,000	3,469,887	1 中小企業近代化資金		3,468,887	1,000	3,469,887
	2 高度化資金助成事業収入	2,717,861	1,000	2,718,861		2 高度化資金	2,717,861	1,000	2,718,861
歳入合計		3,468,887	1,000	3,469,887	歳出合計		3,468,887	1,000	3,469,887

平成20年度高知県病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成20年度高知県病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成20年度高知県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款	本庁事業収益	96,186千円	22,664千円	118,850千円
第1項	医療外収益	96,185千円	22,664千円	118,849千円
第2項	特別利益	1千円		1千円
		支	出	
第1款	本庁事業費用	108,359千円	22,664千円	131,023千円
第1項	医療費用	97,387千円	22,664千円	120,051千円
第2項	医療外費用	4千円		4千円
第3項	特別損失	10,968千円		10,968千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第8条中「5,851,046千円」を「5,873,530千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第4条 予算第9条中「112,013千円」を「134,677千円」に改める。

**高知県告示第683号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成20年11月14日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医療機関の所在地 指定年月日  
竹本病院 四万十市右山1973番地2 平20・10・1  
竹本病院附属富山診療所 大用348番地

**高知県告示第684号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成20年11月14日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医療機関の所在地 廃止年月日  
竹本病院 四万十市右山大谷1973番地2 平20・9・30  
竹本病院附属富山診療所 大用348番地

**高知県告示第685号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成20年11月14日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称  
有限会社サンシャイン旭 代表取締役 川崎 博道
- (2) 届出者の住所  
高知市稲荷町11番45号
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
サンシャイン高岡  
土佐市高岡町字岡ノ下2745番1ほか
- (4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所  
有限会社サンシャイン旭

高知市稲荷町11番45号

- (5) 大規模小売店舗の新設をする日  
平成21年6月1日
- (6) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,505.46平方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
ア 駐車場の収容台数  
146台  
イ 駐輪場の収容台数  
48台  
ウ 荷さばき施設の面積  
110.02平方メートル  
エ 廃棄物等の保管施設の容量  
40.50立方メートル
- (8) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
有限会社サンシャイン旭	午前9時30分	午後9時45分

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時15分から午後10時00分まで
  - ウ 駐車場の自動車の出入口の数  
6箇所
  - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後9時まで
- 2 届出年月日  
平成20年9月30日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所  
高知県商工労働部経営支援課  
土佐市産業経済課
- 4 意見書に記載すべき事項
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
  - (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (4) 意見の内容

**高知県告示第686号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとお

り告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成20年11月14日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称  
こうち生活協同組合 代表理事 西岡 雅行
- (2) 届出者の住所  
高知市薊野中町16番8号
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
コープかもべ  
高知市鴨部二丁目4番43号
- (4) 変更しようとする事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
こうち生活協同組合	午前10時	午後9時
有限会社グランメール	午前10時	午後9時
かもめ薬局	午前10時	午後9時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
こうち生活協同組合	午前9時	午後9時
有限会社グランメール	午前9時	午後9時
かもめ薬局	午前9時	午後9時

- (5) 変更年月日  
平成20年11月1日
- 2 届出年月日  
平成20年9月30日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所  
高知県商工労働部経営支援課



- 4 意見書に記載すべき事項  
 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 (2) 事業者にとっては、その事業の種類及び沿革  
 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地  
 (4) 意見の内容

**高知県告示第687号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成20年11月14日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称  
 ア 株式会社高知ボウリングスターレーン 代表取締役 岡田 憲一  
 イ 有限会社高知ファミリー 代表取締役 吉田 征子  
 (2) 届出者の住所  
 ア 高知市本町三丁目2番15号  
 イ 高知市高須新木3番15号  
 (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 サニーマート高須店・高知ファミリープラザ  
 高知市葛島一丁目10-71ほか  
 (4) 変更しようとする事項  
 ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 (変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社サニーマート	午前10時	午後10時
株式会社サニーフーズ		
有限会社浜幸		
フラワーショップ花れん		
有限会社能瀬		

株式会社コマドリ	午前8時	午後8時
有限会社高知ファミリー		
有限会社ポームダムール		
株式会社白寿生科学研究所		

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社サニーマート	午前7時	午後12時
株式会社サニーフーズ		
有限会社浜幸		
フラワーショップ花れん		
有限会社能瀬	午前8時	午後10時
株式会社コマドリ		
有限会社高知ファミリー		
有限会社ポームダムール		
株式会社白寿生科学研究所		

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 (変更前) 午前7時45分から午後10時15分まで  
 (変更後) 午前6時45分から午前0時15分まで

(5) 変更年月日

平成20年11月20日

- 2 届出年月日  
 平成20年10月23日  
 3 届出書及び添付書類の縦覧場所  
 高知県商工労働部経営支援課  
 4 意見書に記載すべき事項  
 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 (2) 事業者にとっては、その事業の種類及び沿革  
 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(4) 意見の内容

**高知県告示第688号**

高知市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条3項の規定により告示する。

平成20年11月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類  
 公共測量（高知駅周辺土地区画整理事業）  
 4級基準点測量、街区・画地出来形確認測量  
 2 作業期間  
 平成20年10月16日から平成21年3月31日まで  
 3 作業地域  
 高知市栄田町一丁目、栄田町二丁目、栄田町三丁目、新本町一丁目、新本町二丁目、比島町一丁目、比島町二丁目、北本町一丁目、北本町二丁目及び北本町三丁目

**高知県告示第689号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年11月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年11月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道  
 2 路線名 興津窪川  
 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町数神 字新開1146番1から 高岡郡四万十町数神 字竺ノ木1482番地先 まで	前	3.2 }	1,123
	後	11.0 }	
		15.4	1,119

**高知県告示第690号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成20年11月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年11月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 北本町領石
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高知市南御座字十四頭12番3から 高知市南御座字十四頭14番6まで	37	平成20年11月14日

高知県告示第691号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成20年11月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類  
窪川都市計画道路（1・6・2号窪川佐賀線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
変更する部分  
高岡郡四万十町平串字高尾、樋ノ谷、樋ノ口、黒ケ谷、大場ノ窪、幡多ケ谷及び嵐山、富岡字鳥居駄場、下ノ駄場及び松ノ下地、見付字轟川、長見山、カヤノ木及びヤケキ、金上野字己斐山、岩柄、焼木谷、ヨ助、小谷口、大谷口、左右衛門九郎、井堀、出分、ヤケソ谷、コビガ谷、己斐加谷、ヤケソ、岡ハナ、押川口、小長瀬、加賀ジリ、野添、三日月山、小ツツラ、ツツラ及びカト越並びに峰ノ上字コミ山の各一部

- 3 縦覧場所  
高知県土木部都市計画課及び四万十町役場

高知県告示第692号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成20年11月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類  
幡東都市計画道路（1・6・1号窪川佐賀線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
変更する部分

幡多郡黒潮町市野瀬字地藏平山、大ツエ山、イツノオク、森リ、三右衛門及びヨコボ山、橋川字カブツケ山、ヤライ山、シイタニ山、オンヂガハナ、セツ岩及び鈴道山、拳ノ川字上ハカシ、東長谷、スナ田、ツツラ山、コバノキ、南山、柳サコ、北屋敷及び丸松、荷稲字ツグミバタ、中尾、中尾山、橋谷口、小ハシ谷口、シノブ石、コハシタニ及びコハシ谷山、小黒ノ川字家ノ段、中谷、ヒジリ山、背越、小谷口、背越山、家ノ後ロ、駄場山、五助谷、シシノコ、大平、鶴亀ダバ、鏡ヶ淵、松ノ本、下モオンヂ、石カキノフチ、鍵山、岩ガラ及びビーノ又山、熊野浦字ナシノキヤマ及びビーノ又山、不破原字サルコシ山及び東山、熊井字法泉寺山、ヒノキオ、カタキワラ、メツサ山、カラタニ、ヤシキ及びカゲ山並びに佐賀字カクレサコ山、ヒカゲ山、黒川山、北ノ奥山、北ノ奥、石ヶ谷及び記念地の各一部

- 削除する部分  
幡多郡黒潮町拳ノ川字竹ノハナの一部
- 3 縦覧場所  
高知県土木部都市計画課及び黒潮町役場佐賀総合支所

-----  
公 告  
-----

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、吉原土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成20年11月14日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	中元 義實	香美郡吉川村吉原 549-1
〃	中村 隆憲	〃 〃 〃 1488
〃	畑山 正行	〃 〃 下井 750
〃	西田 弘	〃 〃 吉原 508
〃	南 好廣	〃 〃 〃 1123
監事	井上 達夫	〃 〃 〃 855
〃	野村 益男	〃 〃 〃 377
(就任)		
理事	野村 則夫	香南市吉川町吉原 108-1
〃	西田 弘	〃 〃 〃 524 市営住宅207号
〃	南 好廣	〃 〃 〃 1123
〃	畑山 正行	〃 野市町下井 750
〃	中澤 傳	〃 吉川町吉原 727
監事	田淵 貞夫	〃 〃 〃 430-2
〃	中村 隆憲	〃 〃 〃 1488

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、須崎市吾桑竹崎前土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成20年11月14日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
監事	谷脇 計志	須崎市吾井郷甲 127
〃	堅田 良明	〃 〃 乙1258

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、須崎市吾桑竹崎前土地改良区から次のとおり退職した清算人の届出があった。

平成20年11月14日

高知県知事 尾崎 正直

氏名	住 所
堅田 忍	須崎市吾井郷乙1009
森光 賢一	〃 〃 乙1207
藤田 一幸	〃 〃 乙1641
長山 壽秋	〃 〃 甲 578
長山 幸男	〃 〃 甲 599

-----  
教育委員会告示  
-----

高知県教育委員会告示第6号

博物館法（昭和26年法律第285号）第29条に規定する博物館に相当する施設として、平成20年10月28日に次の施設を指定した。

平成20年11月14日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

施設名	所在地	設置者
横山隆一記念まんが館	高知市九反田2番1号	高知市
香美市立美術館	香美市土佐山田町262番地1号	香美市